

令和7年度 佐賀市市民活動応援制度「チカラット」募集時の留意事項

■令和7年度募集からの主な変更点

1 申請事業の審査方法の変更及び順位付けによる採択

- (1) 申請事業の評価を点数化 ⇒ 佐賀市市民活動応援制度審査委員会で事業内容等を点数で評価
※審査項目及び配点は募集要項を参照
- (2) 点数による採択順位付け ⇒ 「ちかっと部門」「カラット部門」を一律に点数による採択順位付け
※評価点数が同点の場合、申請回数が少ない団体を上位にする。
- (3) 基準点の設定 ⇒ 基準点（満点100点の60%）を設定し、基準点を満たない事業は不採択
- (4) 予算の範囲内での採択 ⇒ 申請多数により申請金額の総額が予算額を超える場合は、順位が上位の事業から予算内に収まる件数を採択

2 補助対象経費の変更

- (1) 報償費の補助対象経費上限額の変更
 - ①外部からのボランティア等の活動等に対する謝礼 【変更前】3千円/回 【変更後】5千円/回
 - ②団体構成員が講師・指導者等となる際の謝礼 【変更前】5千円/回 【変更後】1万円/回
 - ・ただし、対象事業の実施に必要な不可欠な資格や能力を有することが認められること。
 - ・原則、内部講師等については人件費で計上すること。
 - ・人件費と合わせて補助対象経費の1/2以内となること。
- (2) 旅費の補助対象経費範囲の変更
 - ①交通費、有料道路等の利用料は、外部の講師・指導者等のみ対象とする。
 - ②自家用車利用の場合の燃料代は、団体構成員への支払いは補助対象事業実施当日分のみとし、事前準備、打ち合わせ等は対象外経費とする。外部講師等は事前準備、打ち合わせも対象とし、団体構成員が送迎する場合も可とする。
- (3) 消耗品費の補助対象経費上限額の変更
 - ①【変更前】概ね1万円/個未満 【変更後】概ね5万円/個未満
- (4) 人件費の補助対象経費上限額・範囲の変更、外部雇用の廃止
 - ①団体の構成員が従事する際に当該団体が支払う人件費 【変更前】900円/時【変更後】1000円/時
 - ・補助対象事業実施当日分のみとし、事前準備、打ち合わせ等は対象外経費とする。
 - ・報償費（内部）と合わせて補助対象経費の1/2以内となること。
 - ②臨時的に外部から人を雇用する際に当該団体が支払う人件費 【廃止】

3 申請書様式の変更

- (1) 添付1-7 令和6年度事業実施確認書を追加（令和6年度交付決定団体のみ提出）

審査委員会において、前年度（令和6年度）の事業実施状況を把握し申請事業の評価の判断材料とするため、令和6年度に交付決定を受けた団体は、事業の実施状況（実績または実施予定等）について、提出していただきます。

※令和7年度の申請書提出時点で令和6年度実績報告書を提出している団体は添付不要

4 変更申請基準の変更

【変更前】事業内容や事業量、交付決定額、補助対象経費の合計額が2割以内の変更

⇒ 変更申請手続き不要

【変更後】事業内容や事業量、交付決定額、補助対象経費の合計額が1割以内の変更

⇒ 変更申請手続き不要

※変更内容によっては、1割以内の変更でも変更申請の手続きが必要になりますので、必ず事前にご連絡ください。

【参考】令和6年度募集時の主な変更点

申請書様式の変更

- ・ちかっと部門、カラット部門、どちらも同じ様式です。（「ちかっと部門」の様式を基準に統一）

【申請書様式の主な変更点】

- ・申請書をE x c e lファイルに変更

当初申請書・変更申請書・実績報告書・請求書をE x c e lファイルに一括し、自動計算（入力）により書類作成の省力化を図ります。

- ・添付 1-1 事業計画書：「成果目標の達成度の測定方法」を追加

成果目標の達成度について、どのような方法で測定するか具体的にし、成果目標の見える化を図ります。

■提出の際の注意事項

【申請期限】 5月20日（火）17時まで

- ・申請書類の記載内容不足や、添付書類の不備等で申請ができなかった例も発生しています。時間に余裕を持って事業申請に関する相談、書類の作成や申請をお願いします。
- ・申請締切日後の書類の追加、修正、差替等は一切できません。申請締切までに提出された申請書類の状態で、審査を行います。
- ・窓口来庁の際は、事前予約をお願いします。（窓口の混雑緩和や待ち時間短縮のため）

